

# 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

三木町長殿  平成 年 月 日提出	申請者 (特別徴収義務者)	住所 または 所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号	必ずご記入ください。	
		氏名 または 法人名	⑩										連絡先の氏名及 び所属課、係名 並びに電話番号	課 係 氏名 ( - - )	
		法人番号※													
三木町税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けたいので、同条例第46条の3により申請します。															
特例の承認を受けようとする税額	平成 年 月以降に支払う給与または退職手当について徴収する特別徴収税額														
申請の日前6月間の各月末の給与の支払 を受けるものの人員及び各月の徴収金額 (外書きは臨時雇用者)	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)
	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)
	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)
当町に係る徴収金の滞納又は著しい納付 ・納入の遅延の事実及びその理由															
納期の特例に関する承認を取り消された 年月日															

※個人事業主等の方は個人番号を記載しないでください。

処 理 欄	処理区分	
	・承認 ・却下	

## 納期の特例について

給与の支払を受けるかた（三木町のかたに限らずすべての従業員）が常時10人未満である特別徴収義務者は、町長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。

### 1 納入のしかた

6月から11月までの特別徴収税額・・・納期限は12月10日

12月から翌年5月までの特別徴収税額・・・納期限は翌年の6月10日まで

### 2 申請について

下を参考に申請書に必要事項を記入の上ご提出ください。

前年度に納期の特例を承認された事業所は、引き続き特例が適用になります。

### 3 申請が却下になるとき

(1) 給与の支払を受けるかたが、常時10人未満であると認められないとき

(2) 現在町税の滞納があり、その滞納分の徴収が町において著しく困難であると判断されたとき

(3) この申請の日前1年以内において町税の滞納等により納期の特例の取消の通知を受けている場合

※ 納期の特例が適用になっている事業所で、給与の支払を受けるかたが常時10人未満でなくなったときは、特例が取り消しになりますので、遅滞無くその旨を町長に届けなければなりません。

## 申請書の書き方

- ① 特例の適用を受ける申請者についてご記入ください。
- ② 特例の適用開始を希望する年月日を記入してください。
- ③ 申請の日前6ヶ月間の各月末日の人員と月の給与を記入してください。この場合、臨時の勤務者があるときは、その人数および支払額を（ ）内に外書きしてください。
- ④ 当町にかかる徴収金の滞納、または最近における著しい納付もしくは納入の遅滞の事実がある場合はその旨、また、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由を記入してください。
- ⑤ 申請の日前1ヶ月以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合のみ、その取り消しを受けた年月日を記入してください。